育児休業取得中世帯の申請について

期間内に申請いただいた児童の入所優先順位

①1年生→②2年生→③3年生→④育休取得中1年生→⑤育休取得中2年生→⑥育休取得中3年生→⑦4年生→⑧5年生→⑨6年生→⑩育休取得中4年生→⑪育休取得中5年生→⑫育休取得中6年生

※学年の中でも、心身に障害のある児童は更に優先されます。

期間外に申請いただいた児童の入所優先順位

※抽選対象外のため、待機している抽選対象児童の後に並んでいただきます。

優先順位は上記と同じです。

●5月10日までに就労復帰予定の方●

弟妹が令和9年4月入園希望として認可保育施設の申請をされている（令和8年11月11日～11月30日の期間内申請）場合、令和9年1月29日よりこども施設入園課から利用調整結果通知を発送予定です。

保育施設の入園可否が分かりましたら、令和9年2月9日までに学校運営支援課へ必ずご連絡をお願いいたします。この結果により保育クラブ入所希望児童の優先順位が変動いたします。

なお、保育施設に入園可であっても令和9年2月9日までにご連絡をいただけなかった場合、育休取得中世帯の児童とみなし優先順位が下がる可能性がございますのでご了承ください。

※弟妹が令和9年4月に保育施設へ入園できなかった場合、保育クラブ入所希望児童は育休取得中世帯の児童として④⑤⑥または⑩⑪⑫の優先順位となります。